

「（介護予防）短期入所生活介護・聖隷カーネーションホーム」 重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第 2871601072 号)

当事業所はご利用者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について次の通り説明します。

1. 事業者

2.

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- (2) 法人所在地 〒430 - 0946 静岡県浜松市中区元城町 218-26 聖隷ビル
- (3) 電話番号 0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 0 0
- (4) F A X 番号 0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 1 4
- (5) 代表者氏名 理事長 山本 敏博
- (6) 設立年月日 昭和 2 7 年 5 月 1 7 日
- (7) インターネットアドレス番号 <http://www.seirei.or.jp/hq/>

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨 2階建
- (2) 建物の延べ床面積 3, 3 0 0 . 4 6 5 m²
- (3) 施設の周辺環境 周囲に学校、病院、公共施設、商業施設があり
市街地（東浦地区）の中心に位置します。

3. 事業所の説明

- (1) 施設の種類
(介護予防) 短期入所生活介護 第 2871601072 号
※当事業所は特別養護老人ホーム聖隷カーネーションホームに併設されています。
- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご利用者とその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 聖隷カーネーションホーム
- (4) 施設の所在地 〒656-2311 兵庫県淡路市久留麻 1 8 6 3 番地
交通機関 東浦バスターミナルよりタクシー（約 2 k m）
- (5) 電話番号 代 表 番 号 0 7 9 9 - 7 4 - 6 1 7 5
F A X 番 号 0 7 9 9 - 7 4 - 6 1 7 6
- (6) 施設長（管理者）氏名 施設長 田村 健

(7) 当施設の運営方針 当施設は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービス及び指定居宅サービスの提供に努めます。

当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い関係する各団体・事業所との密接な連携に努めます。

(8) 開設(サービス開始)年月 平成26年 4月 1日

(9) 通常の事業の実施地域 淡路市

(10) 営業日 年中無休

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

(11) 利用定員 16人

(12) 居室等の概要 (介護予防)短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則としてご利用者の心身状況等を確認して施設にて決めさせていただきます。

居室・設備の種類	室数	ベッド数	備 考
従来型個室	10室	10	一人当たり面積13.00㎡
2人部屋	10室	20	一人当たり面積9.75㎡
4人部屋	10室	40	一人当たり面積9.00㎡
合計	30室	70	(うち16ベッドが短期入所生活介護)
食 堂	1室	2階 201.45㎡	一人当たり面積2.88㎡
機能訓練室	1室	1階 54.0㎡	
浴 室	2室	一般浴室1階 60.0㎡、機械浴室2階 60.0㎡	
医 務 室	1室	2階 17.285㎡	
静 養 室	1室	2階 17.5㎡	

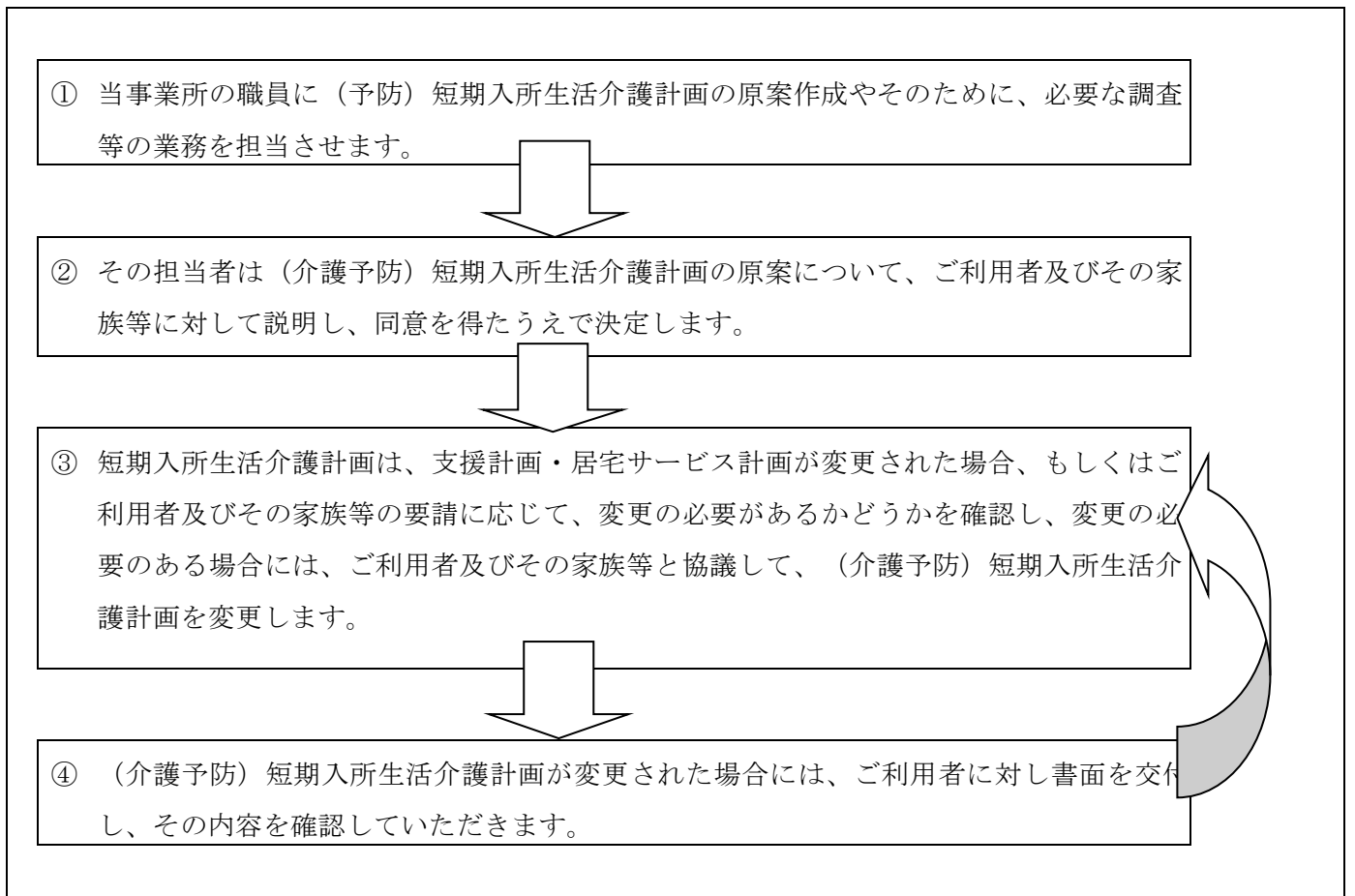
機能訓練室・機械浴室・医務室は、指定介護老人福祉施設と一体的にサービスを提供していますので、施設全体の設備を記載しています。

*居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身状況や利用状況により居室を変更する場合があります。

4. 利用同意の締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については「支援計画・居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、利用同意の締結後に作成する短期入所生活介護計画に定めます。

利用同意の締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名以上
2. 生活相談員	
3. 介護職員	18名以上
4. 看護職員	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 医師	
7. 管理栄養士	1名以上

※ 併設の介護老人福祉施設と一体的な職員配置をしている職種もあります。

〈主な職種の勤務時間〉

(併設介護老人福祉施設と一体的勤務体制)

職種	勤務体制
1. 医師	週1回 13:30～15:30
2. 生活相談員	8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:30～16:00 日勤： 8:30～17:00 遅番：12:00～20:30 1夜：17:00～翌1:30 夜勤：16:45～翌9:00
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8:30～17:00

※ 上記の勤務時間は標準的なものであり、曜日や状況により、異なります。

〈配置職員の職種〉

(併設介護老人福祉施設と一体的勤務体制)

生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	機能訓練指導員並びに担当職員が、ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復または、自立支援をするための訓練を実施します。
医師	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
管理栄養士	ご利用者の栄養面での管理・指導を行います

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所ではご利用者に対して以下の(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、下記があります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険の基準に従った負担額の給付を受けることができます。

<サービスの概要>

①食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をしていただくことを原則としています。ご利用者が食堂以外でのお食事をご希望の場合には、安全に配慮し対応させていただきます。
- ・食事時間は下記の通りですが、ご利用者の生活リズムに合わせたご提供を考えております。また、ご家族と一緒に召しあがられる場合には事前にお申し出下さい。

(食事時間) 朝食：7：45～9：45 昼食：12：00～14：00

夕食：18：00～20：00

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・身体状況に応じて家庭浴槽や機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

- ・排泄の自律支援ため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・看護・介護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、予防の体制を整備します。

⑥口腔ケア

- ・介護職員等が口腔ケアの支援を行います。

⑦その他自律への支援

- ・心身機能低下予防のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧定例行事や外出及び嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽の活動

⑨送迎

- ・ご利用者の居宅と当事業所間の送迎を行います。

<サービス利用料金（1日あたり）>

別添「(介護予防)短期入所施設サービス利用料金表」によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と加算料金表Ⅰ・Ⅱ（自己負担額）と居住費及

び食費の合計金額をお支払い下さい。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。その場合は、事前に変更内容についてご説明いたします。

(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表の10割負担分を全額ご負担いただくこととなります。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)また、利用料金表に基づき、サービスに係る加算額も全額ご負担いただくこととなります。

② ご利用者が使用する居室料

利用料金：居室に係る料金は、サービス料金表「居住費」に該当します。

③ ご利用者の食事の提供

ご利用者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：朝食 380円 昼食 530円 夕食 520円

※上記の居室料・食事費の金額は、基準費用額です。介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担限度額確認証をお持ちの方は減額されます。

④ 特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて、特別な食事を提供した場合は、要した費用の実費をご負担していただきます。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ その他の日常生活費

日常生活に要する費用で、衣服・歯ブラシ・タオル・おやつ・ティッシュ等、日常生活品については基本、ご利用者又はご家族でご準備下さい。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

ご利用者の希望により、当施設の日常生活品をご使用いただけます。利用料金は実費をいただきます。

料金： ・入浴消耗品 10円/回 ・おしぼり 50円/日 ・コーヒー 30円/杯

⑦ 印刷費

ご利用者がサービス提供についての記録、その他の複写物を必要とする場合や、ご希望による写真等の印刷物には、実費相当額の費用をご負担いただきます。

コピー代：1枚につき：20円 写真代：実費

⑧ 通信費

諸手続きの代行やご希望時の書類送付・書類FAXの送受信代に係る実費相当額の費用をご負担いただきます。

郵便料金：実費

⑨ 利用料証明書発行代

確定申告時の医療費控除対象額は利用料領収書に記載されていますので、大切に保管する様お願いします。利用料領収書を紛失された場合は、利用料証明書という形で発行することができます。

発行手数料：1回 1,100円

⑩ 喫茶

ご契約者の希望により、当施設内外で開店する喫茶などをご利用いただけます。

利用料金は実費をいただきます。

●サンリッチ（施設内：隔週火曜日13:00～15:00）

（通常の商品例）コーヒー、紅茶、オレンジジュース、クッキー：各100円

⑪ 通常の事業実施区域への送迎

通常の事業実施区域は淡路市内になります。

有料道路を使用した場合は、その実費（往復）を負担していただきます。

☆通常の事業実施区域外（運営規定に定められた地域外）の送迎については

原則として家族送迎にてお願いします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日頃にご請求します。

翌月末日までに、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア：金融機関口座からの自動引き落とし（毎月27日）※事前の登録が必要です

イ：窓口での現金支払

ウ：下記指定口座への振り込み

淡路信用金庫 仮屋支店 普通預金 口座番号0300355

※口座名義 社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷カーネーションホーム 理事長 山本敏博

(シヤクイフクシホウジンセイレイフクシギョウダシ セレイカーネーションホーム リジチョウ ヤマトシロ)

お支払いを確認しましたら領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

(5) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日の17時までに事業者に出し出して下さい。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日17時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17時までに申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室等により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止する事ができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご利用者の希望により、下記協力病院において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記病院での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記病院での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	聖隷淡路病院	東浦平成病院	井上歯科医院
所在地	兵庫県淡路市夢舞台 1 番地 1	兵庫県淡路市久留麻 1867 番地	兵庫県淡路市浦 907-2
診療科	内科, 外科, 整形外科, 皮膚科他	総合診療科, 循環器内科, 外科, 脳神経外科他	歯科

6. サービスの利用を終了する場合（利用の終了について）

利用期間中は、以下のような事由がない限り利用は更に 6 か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。仮に以下の事項に該当するに至った場合には、利用は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の減失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から利用解除の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご利用者からの解除・終了の申し出（約款第 3 条参照）

利用についての有効期間内であっても以下の場合には、ご利用者から即時に利用を解除・終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「支援計画・居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本約款に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財産物・信用等を傷つけ、または、著しい不信行為、その他利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける
具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの利用解除の申し出（約款第4条参照）

以下の事項に該当する場合には、利用を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が利用同意の締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 事業者が防止策を取ったにも拘わらず、ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれや、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為を繰り返す等、利用を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご利用者及び身元引受人等が、暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第35号）に基づき、暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合。また、施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合

(3) 利用の終了に伴う援助

利用を終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務（約款第6条～第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全やプライバシーの保護に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、複写費用については有料となります。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との利用の終了に伴う援助を行う際には、ご利用者の同意を得ます。

8. 苦情の受付について（約款第10条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付担当者

〔氏名〕 森下 繁臣

〔職名〕 生活相談員

〔電話〕 0799-74-6175

〔FAX〕 0799-74-6176

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

○ 第三者委員

〔氏名〕 幡井 人憲 様

〔職名〕 淡路市民生委員児童委員連合会副会長

東浦民生児童委員協議会会長

〔氏名〕 岸下 常雄 様

〔職名〕 畠田在町内会会長

東浦地域まちづくり協議会会長

○ 苦情解決責任者

施設長 田村 健

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 8:45～17:15 月曜日～金曜日
○淡路市役所 長寿介護課	所在地 淡路市志筑新島8番地 電話番号 (0799) 64-0001 FAX番号 (0799) 64-2500 受付時間 9:00～17:15 月曜日～金曜日
○兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内 電話番号 (078) 242-4633 FAX番号 (078) 242-4153 受付時間 10:00～16:00 月曜日～金曜日
○聖隷福祉事業団	所在地 静岡県浜松市中区元城町218-26 聖隷ビル 電話番号 (053) 413-3296 FAX番号 (053) 413-3316 受付時間 9:00～17:30 月曜日～金曜日

9. サービス利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所をご利用される皆様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、共同生活に支障をきたすような物の持ち込みは制限させていただきます。

(2) 面 会 面会時間 8：30～19：00

(3) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。

ただし、その場合、ご本人のプライバシー等について、十分な配慮をおこないます。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 医療的ケアについて

当施設では厚生労働省の通知（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）を受け、ご利用者に対する口腔内、鼻腔内の痰の吸引、胃ろうによる経管栄養に係るケアの一部を嘱託医師、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針です。

そのために、介護職員への研修体制の整備、嘱託医による看護職員や介護職員への指導の実施、「医療的ケア連携推進委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行う等、ご利用者の安全確保に向けて最善を尽くします。

11. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

12. 損害賠償について（約款第11条参照）

(1) 当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合やご利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① ご利用者（その家族も含む）が、利用同意の締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② ご利用者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご利用者の急激な心身状態の変化等、事業者の実施したサービスが直接の原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

1 3. 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- (1) 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- (2) 前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

1 4. 個人情報の取り扱いについて（約款 8 条参照）

当施設とその職員は、業務上知り得たご利用者または身元引受人若しくはそのご家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、下記事項の目的・条件において個人情報を使用します。

1. 個人情報の使用目的

- ① ご利用者の皆様へ提供する介護サービスのため
- ② ご家族の方への心身の状況説明のため
- ③ 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料のため
- ④ 介護保険事務のため
- ⑤ 利用の管理、会計、経理、事故等の報告、介護サービスの向上等管理運営業務のため
- ⑥ 当施設で行われる学生実習への協力のため
- ⑦ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のため
- ⑧ 法に定められた届出や統計のため
- ⑨ サービスの質の向上のための学会発表、研究会等での事例研究発表のため
- ⑩ サービスを提供する他の居宅サービス事業者・居宅介護支援事業所等との連携や照会への回答、医療機関等への情報提供のため

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の使用は、前項に記載の目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には決して漏れる事のないよう、細心の注意を払う
- ② 事例研究発表等においては、個人を特定できないように仮名等の使用を原則とする
※前項に掲げる事項については、施設利用終了後も同様の取り扱いとする

15. 契約当事者の変更（※オプション条項※）

契約者が、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合、「（介護予防）短期入所生活介護サービス」利用同意書における身元引受人を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務に関わる事務処理について、これを委任することとします。

16. 重要事項を説明した年月日

この重要事項説明書の説明場所・年月日	<input type="checkbox"/> 聖隷カーネーションホーム
	<input type="checkbox"/> お客さま宅
	年 月 日 時 分

※なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、お客様にその内容を文書にて通知し、口頭にてご説明します。

居宅サービスの提供開始にあたり、本重要事項説明書にもとづく重要な事項をお客様に対して説明しました。

事業者 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
所在地 兵庫県淡路市久留麻 1 8 6 3

説明者 氏名 _____ 印